

ネーミングライツ（施設命名権）制度の導入について

1 制度概要

（1）ネーミングライツ制度とは

市の施設に愛称を付ける権利（施設命名権）を期限付きで企業等（スポンサー）に賃貸する制度

（2）導入による効果

- | | |
|----------|-------------------------|
| ア 施設側 | 施設サービス向上のための安定収益の確保 |
| イ 利用者側 | 施設サービスの向上 |
| ウ スポンサー側 | 企業名や製品名等の認知度向上, イメージアップ |

2 本市における制度導入について

（1）基本的な考え方

- ・ スポンサーに自社PRの機会を提供するとともに、市の新たな自主財源を確保するため、積極的に制度を導入する。
- ・ スポンサーの選定にあたっては、透明性及び競争性の確保に留意する。
- ・ 収入は、当該施設の維持修繕等の利用者サービスの向上策等、市民に分かりやすい形で活用する。

（2）対象施設

愛称によるPR効果が大きいと考えられる、イベント等を有する施設に優先して導入する。

（3）愛称の使用期間

スポンサーが愛称によるPR効果を得るため、愛称が定着するための一定期間（3～5年程度）を確保する。

（4）契約金額

施設ごとに、市が示す最低価格以上で、最高提案価格を契約金額とする。

3 導入予定施設

- ・ 宇都宮清原球場，清原体育館，清原中央公園庭球場
- ・ 宇都宮市体育館
- ・ 宇都宮市文化会館

4 今後のスケジュール

平成19年度 募集要項作成，諸準備

平成20年度 募集，審査，契約締結
市民周知

愛称の使用開始（時期はスポンサーとの協議により決定）